

令和2年度より県内10箇所の施設で遠隔手話通訳サービス事業を行います。

平成29年度から開始した遠隔手話通訳サービス事業は、令和元年度は県内16箇所で実施をしておりましたが、令和2年度より10箇所で実施することとなりました。

このサービスは県内の下記の10箇所の施設にタブレット型端末を配置し、神奈川県聴覚障害者福祉センターと結んでタブレット型端末のテレビ電話を活用しての手話通訳サービスです。

ご利用いただける曜日は火曜日から金曜日（ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く）、利用時間は、午前8時30分から午後5時15分です。

※一部施設では、異なる場合があります。上記時間内での利用開始・終了時間は各施設の時間に準じます。

下記の施設をご利用の際は、是非、職員に「遠隔手話通訳サービスを利用したい」とお申し出ください。

高相合同庁舎、藤沢合同庁舎、厚木合同庁舎、平塚合同庁舎、小田原合同庁舎
神奈川県警察運転免許試験場、かながわ中央消費生活センター、パスポートセンター
パスポートセンター川崎支所、パスポートセンター県央支所